

虐待かもしれないと思ったら通報を 障がい者への虐待を防ぎましょう

「障害者虐待防止法」とは？

平成24年10月に障害者虐待防止法(正式名称:「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」)が施行されました。この法律は、障がい者の尊厳を守り虐待を防ぐ法律です。

障がい者虐待を発見したすべての人に通報義務があります

障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合、生命に重大な危険がある場合だけでなく、虐待を受けているかもしれないという疑いの段階でも通報する義務があります。

また虐待は、虐待している人、されている人の自覚は問いません。

障がい者虐待は特別なことではなく、どこでも、誰にでも起こりうる身近な問題です。



障がい者虐待の対象になる人

障害者虐待防止法では、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)のある人や、そのほかに心身の障がいや社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人が対象となります。(18歳未満の人にも対象になります) ※障がい者手帳を取得していない場合も含まれます。

障害者虐待防止法は「障がい者虐待」を次の3種類に定めています

養護者による障がい者虐待

障がい者の身の回りの世話や金銭の管理等をしている家族や親族、同居人などによる虐待のことです。

障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待

障がい者福祉施設や障がい福祉サービス事業所、障がい児通所支援事業所等で働いている職員による虐待のことです。

使用者による障がい者虐待

障がい者を使用している事業主による虐待のことです。

障がい者虐待の例

- 1 身体的虐待** 身体に傷やあざ、痛みを与えること。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって動きを制限すること。
- 2 性的虐待** ※同性同士も含まれます 性的な行為やそれを強要すること。
- 3 心理的虐待** 脅したり、侮辱するような言葉や態度等で、精神的に苦痛を与えること。
- 4 放棄・放任(ネグレクト)** 食事や排せつ、入浴、洗濯などの世話や介助をほとんどせず、障がい者の心身を衰弱させること。
- 5 経済的虐待** 本人の同意なしにあるいはだます等して財産の処分をすること、また正当な理由なく金銭を与えないこと。

障がいのある方への虐待は法律で禁止されています。障がい者への虐待に気づいた方は速やかに通報する義務があります。また虐待を受けている障がい者からの相談も受付けています。下記まで連絡ください。匿名でも受け付けます。

沖縄市障がい者虐待防止センター
(沖縄市役所 障がい福祉課)

【直通】098-939-7894(平日8:30~17:15)
【代表】098-939-1212 【FAX】098-939-7739
【E-mail】skenriyogo@city.okinawa.lg.jp